

民事行政の適正円滑な処理
～相続土地国庫帰属制度の円滑な運用～

令和6年度法務省政策評価書

～令和2年度から5年度までの活動状況と今後の方向性～

令和6年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省民事局民事第二課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 相続土地国庫帰属制度の円滑な運用
 - － 相続土地国庫帰属制度の背景・概要
 - － 取組の全体像と目的
- 3 国民への周知・広報の状況
- 4 関係各所との連携の状況
- 5 土地の有効活用促進の状況
- 6 全体の状況・今後の方向性

1

評価の概要



所有者不明土地等の発生予防のため、相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日に施行

- さまざまな媒体を通じた周知・広報を行った結果、施行後は毎月一定数の事前相談・申請が見られ、国庫帰属の完了実績も着実に積み上がっている。
- その他、申請を通じて自治体や農業委員会による農地あっせん等による有効活用の見込みが立った土地も一定数見られ、土地利用円滑化にも繋がっている。

一方、今後に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

国民への 周知・広報

・さまざまな周知・広報の取組を進めているが、制度の認知度はまだ向上の余地がある。

・通常の登記申請と異なり、資格者（弁護士、司法書士、行政書士）ではなく本人による申請書類の作成が多くを占めることもあり、申請内容不備による却下・不承認や取下げ、補正となるケースも一定数存在。

関係各所との 連携

・都道府県・市町村や管理予定庁（財務省・農林水産省・林野庁）との連携が必要となるが、制度の理解不足等に起因する都道府県・市町村からの回答遅延や、管理予定庁との意見相違事案が一部見られ、審査期間の長期化や職員の負担増に繋がっている。

土地の有効 活用促進

・申請を通じて自治体による寄附受けや農業委員会による農地あっせん等による有効活用の機会が広がり得ること、これにより負担金を支払うことなく土地を手放すことができる場合があることは、現状あまり知られていないと思われる。

2

相続土地国庫帰属制度の円滑な運用



一 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、これらの土地の管理不全化・所有者不明化に繋がっていることを踏まえ、取得した土地を国庫に帰属させることを可能とする制度を創設。

★土地問題に関する国民の意識調査

(出典：平成30年度版土地白書)

土地所有に対する負担感：
負担を感じたことがある又は感じると思う
約42%

★令和2年法務省調査

土地を所有する世帯のうち、
土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯
約20%

相続土地国庫帰属制度 (R5.4.27施行)

背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている

制度の概要

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設 ⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施

(1) 土地の要件 法令で定められた通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可

ア 建物や通常管理又は処分を阻害する工作物等がある土地 イ 土壌汚染や埋設物がある土地 ウ 危険な崖がある土地
エ 権利関係に争いがある土地 オ 担保権等が設定されている土地 カ 通路など他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要

※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料（一筆14,000円）の納付が必要

| 右記以外の土地 | 一部の市街地（注1）の宅地 | 一部の市街地（注1） 農用区域等の 田、畑 | 森林 |
|---------------|--|---|--|
| 面積にかかわらず、20万円 | 面積に応じ算定（注2） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円 | 面積に応じ算定（注2） （例）500㎡：約72万円 1,000㎡：約110万円 | 面積に応じ算定（注2） （例）1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円 |

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域 注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる



国庫帰属制度
(法務省HP)

(参考) 相続土地国庫帰属制度により国に帰属した土地の例

1 宅地 (富山県・負担金 7 4 万円)



2 農用地 (鹿児島県・負担金 2 0 万円)



3 森林 (岐阜県・負担金 2 2 万 9 千円)



4 その他 (岐阜県・負担金 2 0 万円)



(参考) 相続土地国庫帰属制度における負担金の積算の考え方

帰属に当たっては、申請者は10年分の土地管理費相当分を負担金として納付する必要がある。

これは、基本的に利用の需要がない土地について、管理に必要な費用を長期間にわたって国民全体の負担で賄う必要が生じることから、負担と受益の構造に鑑みて、管理費用の一部の負担を申請者に求めるもの。

土地管理費相当額は粗放的な管理（定期的な巡回）に係る費用を原則として、一部の土地については例外的に、その土地の性質に応じて現在の国有地の管理に要している費用等を参考に、土地の面積に応じて負担金の額を算定。

帰属時
(0年目)

10年目



✓ (原則) 粗放的な管理に要する費用：
定期的な巡回による管理が予定される土地については20万円
(土地の種別によらず積算)

✓ (例外) 一部の土地の性質に応じて必要となる管理費用：
草刈りや看板設置等が必要な一部の土地※については、
土地面積に応じて必要な管理費用を算定

✓ 10年目以降
の管理費用
については
負担金に含
めない

※下記が該当

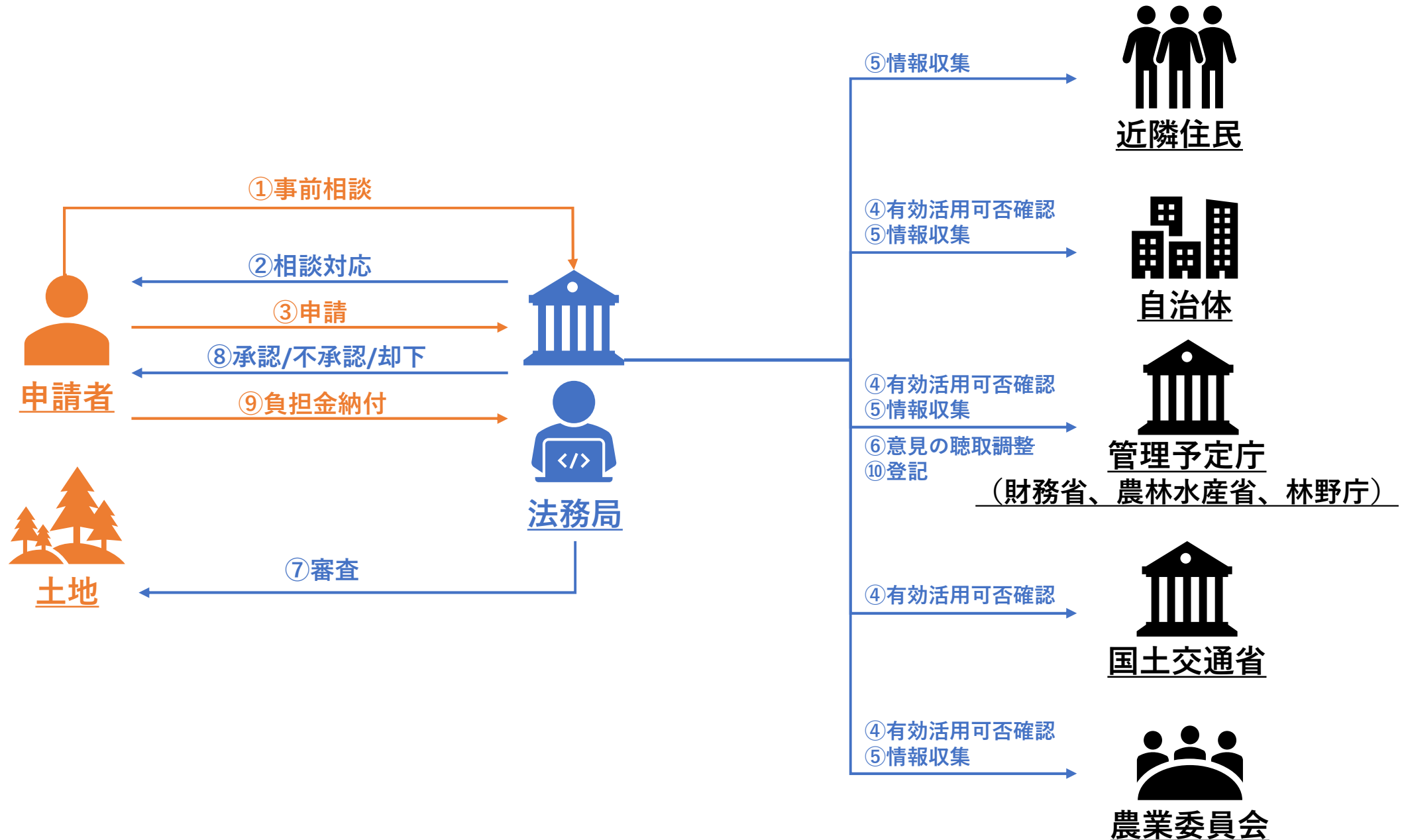
- ・一部の市街地（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域）の宅地
- ・一部の市街地（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域）、農用地区域などの農地
- ・森林



一 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

相続土地国庫帰属制度の業務プロセスは以下のとおり。

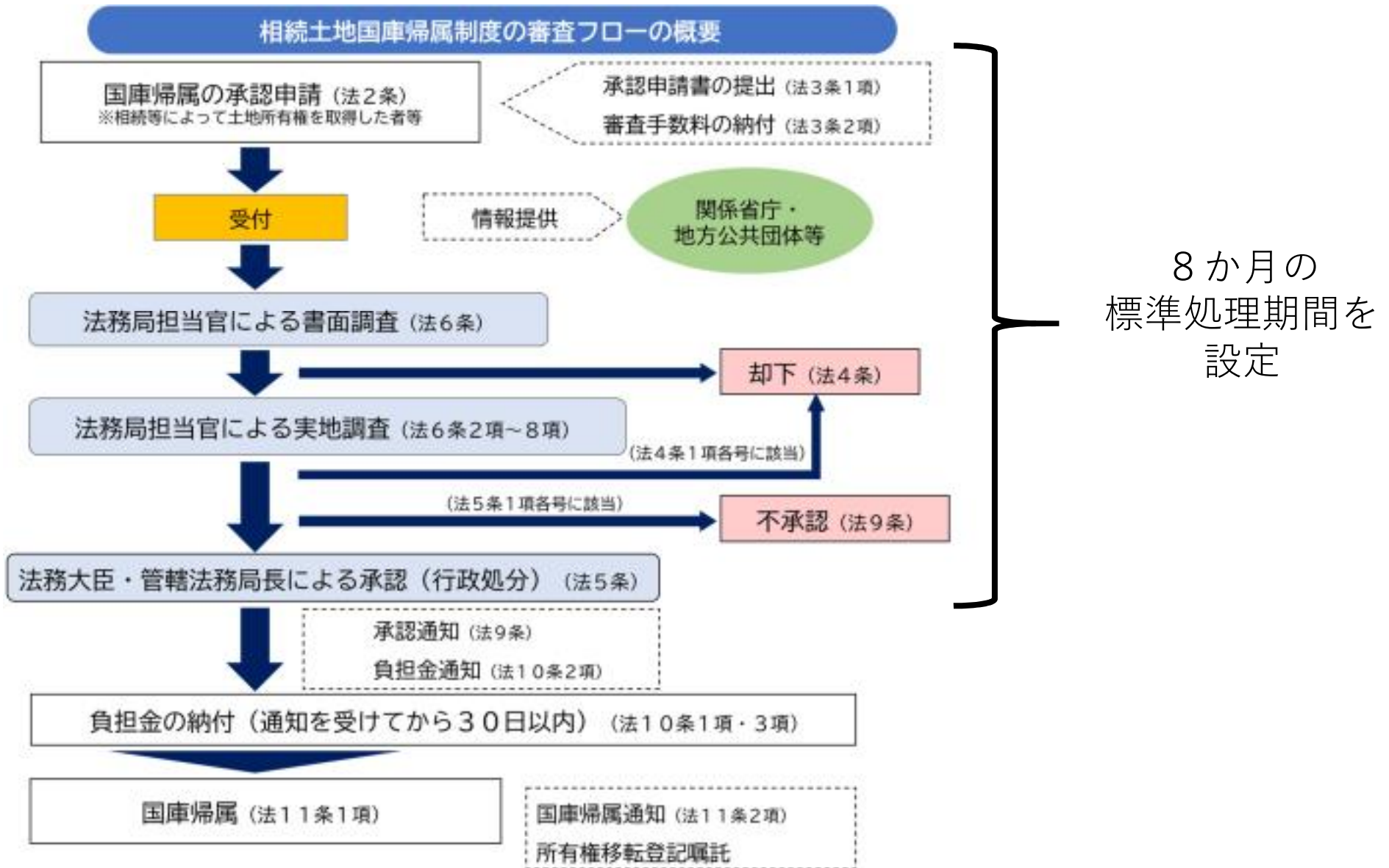
制度運用に当たり、さまざまな関係者とのやり取り・調整が必要となる。



一 相続土地国庫帰属制度の背景・概要

審査のフローは以下のとおり。

関係機関からの情報収集や実地調査に期間を要することもあり、標準処理期間は8か月と設定されている。



(参考) 相続時に土地を手放す方法として考えられる各種手続との比較

土地を手放す方法として他の仕組みとの比較は以下のとおり。

相続土地国庫帰属制度においては、過度な管理コストが国に転嫁されることやモラルハザードを防止するために、その対象となる土地を相続等により取得した土地のうち一定の要件を充たすものに限定している。

| | ①相続土地国庫帰属制度 | ②相続放棄 | ③国や地方公共団体等への寄附 | ④民間売買 |
|-------|-----------------------------|---------------------|--|---------------------------|
| メリット | ・ 1筆の土地単位で申請（処分）することができる | ・ 裁判所の手続費用が安い | ・ 負担金のような金銭を支払う必要がない | ・ 売買代金を得ることができる |
| | ・ 国が引き取るための基準が明確である | ・ 相続人1人で手続が可能 | ・ 身近な自治体等に土地を任せることができる | ・ 共有者がいる場合でも、自分の持分のみ売却可能 |
| デメリット | ・ 相当額の負担金を支払うことが必要 | ・ 全ての相続財産を放棄することになる | ・ 寄附を受けてもらえる相手（国や地方公共団体等）を探すのが困難なことがある | ・ 購入してもらえる相手を探すのが困難なことがある |
| | ・ 共有者がいる場合は全員が共同して申請する必要がある | ・ 相続放棄できる申述期間に制限がある | ・ 寄附を受ける基準が地方公共団体によって異なる | ・ 売買のための条件等を交渉する必要がある |

※ 危険な崖がある土地や土砂災害の危険がある土地も本制度において引き取るべきという声もあるが、そのような特別な知見に基づいた対応が必要な土地については、公的機関の砂防部局などにおいて、個別に災害対策のための施策を実施することが望まれる土地と考えられる。

一 取組の全体像と目的

相続土地国庫帰属制度の円滑な運用に向けた取組の全体像と目的は以下のとおり。

制度の認知度・関心を高めるとともに、スムーズな制度運用の実現を目指す。

| | 国民への周知・広報 | 関係各所との連携 | 土地の有効活用促進 |
|--------|--|--|--|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 相続土地国庫帰属制度を広く国民に周知し、制度の認知度・関心を高めるとともに、ニーズを有する国民の申請に繋げる | <ul style="list-style-type: none"> 相続土地国庫帰属制度の運用に当たり、関係各所とのスムーズな連携により円滑・迅速な審査を実現する | <ul style="list-style-type: none"> 相続土地国庫帰属制度の運用を通じて、農業委員会や自治体等による有効活用機会を確保し、これを促進する |
| 取組の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> 現在土地を所有している、あるいは今後相続する可能性のある方を主なターゲットに、さまざまな媒体を通じた周知・広報を行う | <ul style="list-style-type: none"> 管理予定庁や自治体等の関係機関への制度説明を行うとともに、日々のやり取りを通じて連携強化を図る | <ul style="list-style-type: none"> 制度の周知・広報の中で、申請を通じて各所での有効活用可否を確認できることを紹介する |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> 各種広報紙（申請の手引、リーフレット、フライヤー、ポスター、マンガ等）を法務局や自治体、資格者代理人団体等に配布 YouTubeやX等のインターネット広報の実施、報道の活用 関連団体への講演・説明会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 管理庁との協議を踏まえた運用方針の決定 地方公共団体への制度開始前からの協力依頼 運用していく中で発生するイレギュラーケースへの対応 法務局単位での協議・周知 | <ul style="list-style-type: none"> 申請時に関係機関への情報提供について申請人に説明・理解を求める 土地の有効活用の申出は審査の判断がされるまで幅広く許容 |

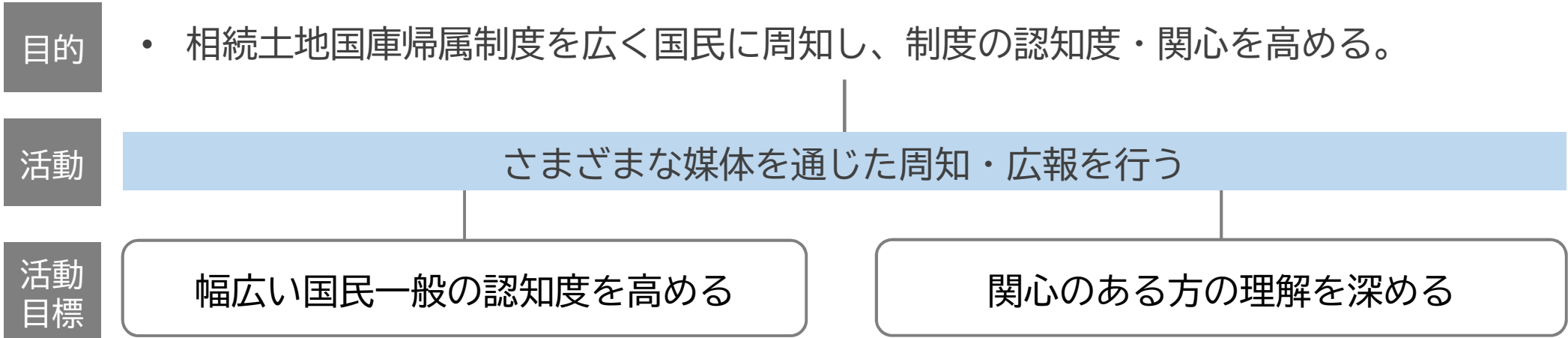
3

国民への周知・広報の状況



一 国民への周知・広報の目的と取組

帰属制度は利用のニーズがある人に必要な情報が届くことが最も重要だが、全体的な認知度の向上も潜在的なニーズを有する人に情報が届く契機となることから有効と考えられる。



- 各種広報紙（申請の手引、リーフレット、フライヤー、ポスター、マンガ等）を法務局や自治体、資格者代理人団体等に配布
- YouTubeやX、法務省ホームページ等のインターネット広報を実施するほか、報道や雑誌等も活用
- 弁護士会、司法書士会、J A、全国市長会、全国知事会などへの講演・説明会を実施

期間中の取組



(出典) NHK NEWS WEB (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231003/k10014214131000.html>)

一 国民への周知・広報の取組状況

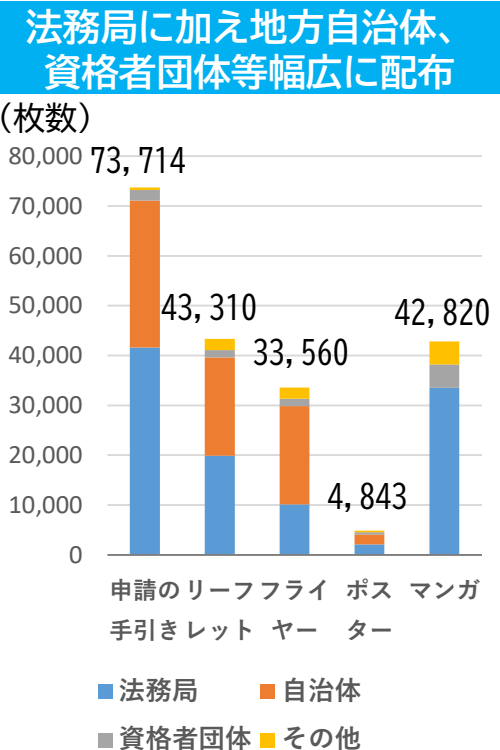
各種広報紙の配布、インターネット広報等の周知・広報活動、関係団体への講演・説明会の実施などを通じて、相続土地国庫帰属制度の認知度・関心向上に加え、制度に関する理解の促進を企図。

狙い

幅広く国民一般を対象とした周知・広報と、関心のある方向けの詳細の周知・広報を両輪で行い、制度の認知度・関心を高め、理解促進を図る。

指標

各種広報紙の配布先別配布数



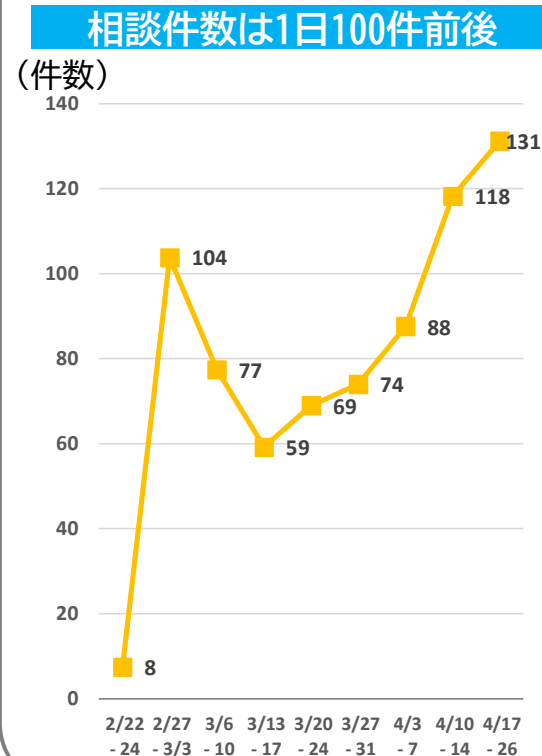
主なX投稿のビュー・新聞掲載

相談窓口開設や制度開始等、節目のタイミングでX投稿や新聞掲載

- **2023.2 相談窓口開設：**
X民事局アカウント1.0万
ビュー、新聞紙1紙掲載
- **2023.4 制度開始：**
X民事局アカウント2.9万
ビュー、新聞紙1紙掲載
- **2023.10 帰属第1号：**
新聞紙5紙掲載

等

制度開始前の1日あたり相談件数



(参考) 土地帰属事例の公開

実際に国庫に帰属した土地の事例については、現在具体的に情報を公表していないが、今後は国民に対してイメージをつかんでもらいやすくするため、法務省ホームページなどにおける紹介を検討している。土地の事例の紹介に当たっては、申請者の個人情報に配慮した形での実施が必要となる。

(1) 宅地の事例

- ・住宅街にある公道に接した宅地（630㎡ほど）。
- ・実地調査において、申請土地には握りこぶしより大きな石が複数存在することが確認されたが、管理・処分を阻害する有体物とは認められず承認に至る。
- ・20万円の負担金が納付され国庫に帰属した。
- ・結果が出るまでに要した期間は約5か月。



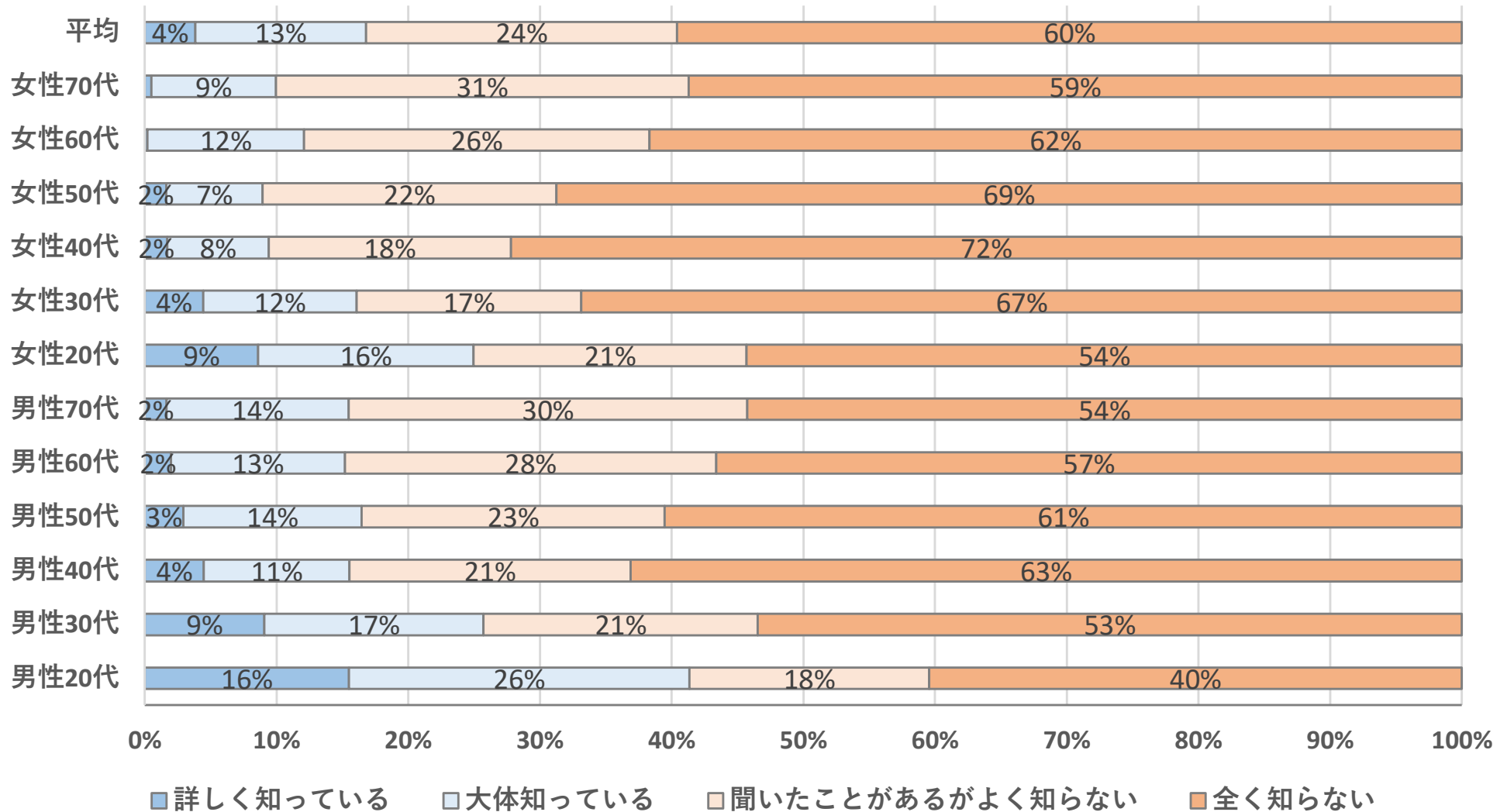
(2) 農用地の事例

- ・農用地区域内にある畑（440㎡ほど）。
- ・実地調査において、背丈より高い草木が存在することが判明したが、管理・処分を阻害する有体物には当たらないと判断。
- ・実地調査において、公道に通じるには他人の土地を通行する必要がある土地であることが判明したが、通行が現に妨げられていないものと判断。
- ・約67万円の負担金が納付され国庫に帰属した。
- ・結果が出るまでに要した期間は約7か月。



一 国民への周知・広報のアウトカム：希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有
 本人や家族等が不動産を所有している成人男女においては、一定の認知・関心を得られている状況。
 今後は「全く知らない」層を「聞いたことはあるがよく知らない」層へ、「聞いたことはあるがよく
 知らない」層を「大体知っている」層へ移していくことが、制度の更なる活用にあたって必要。

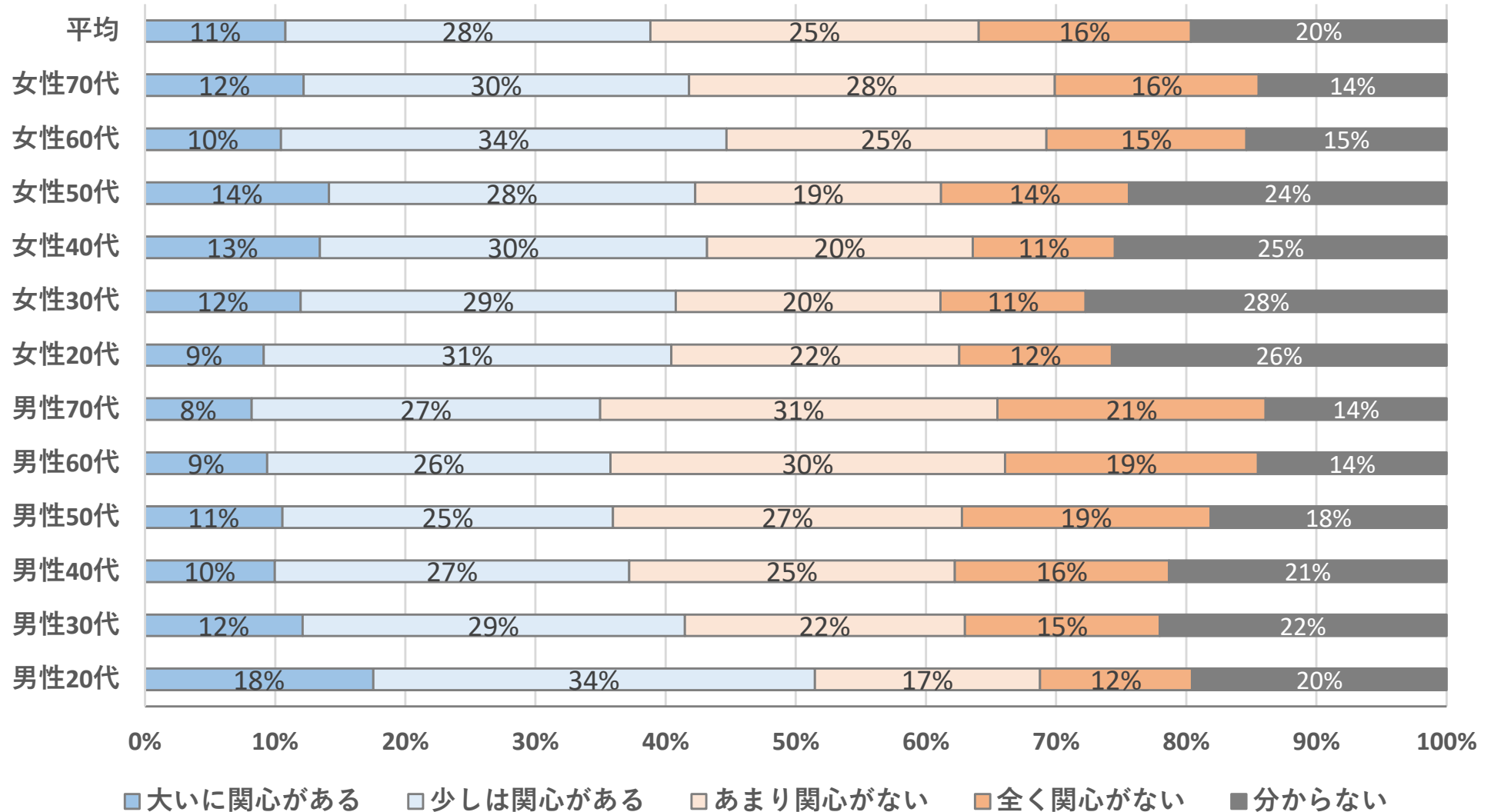
■ 性・年代別の本制度の認知度（本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート結果（2023年8月実施））



※右記設問を集計：令和5年4月から、相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる（国に引き取ってもらう）ことができる制度が始まったことを知っていますか。

一 国民への周知・広報のアウトカム：希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有
 本人や家族等が不動産を所有している成人男女においては、一定の認知・関心を得られている状況。
 特に、全体に占める約4割の関心を有する者に対して、制度に関する必要な情報の提示と情報を入手
 しやすい環境を用意することが重要。

■ 性・年代別の本制度への関心（本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート結果（2023年8月実施））



※右記設問を集計：相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる（国に引き取ってもらう）ことができる制度の利用について、どの程度関心がありますか。

(参考) 本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート（2023年8月実施）概要

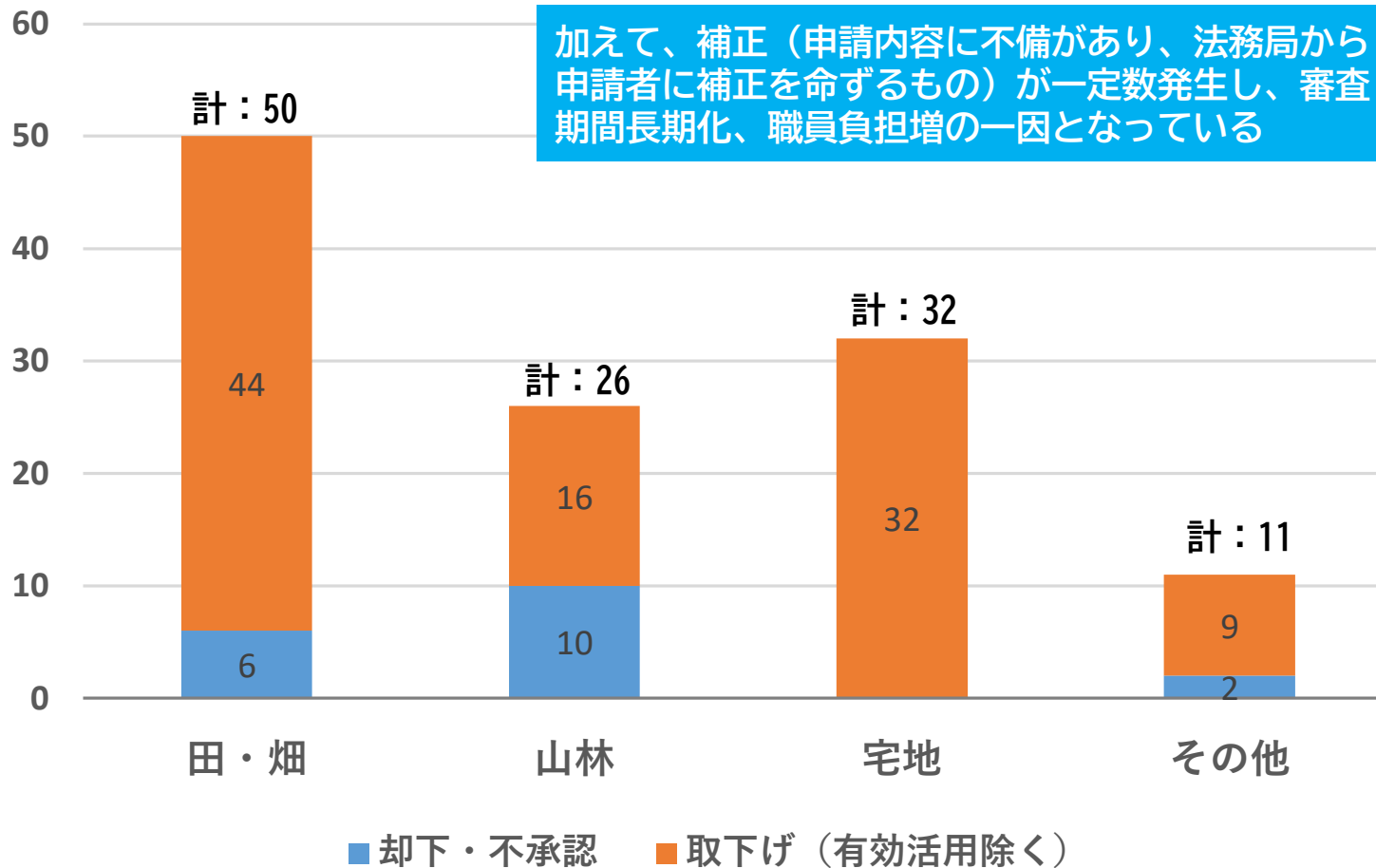
本人、配偶者又は親が不動産を所有している成人男女向けアンケート（2023年8月実施）の概要は以下のとおり。

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 調査の目的 | ✓ 相続土地国庫帰属制度の認知度、関心の多寡を明らかにするため ※本調査自体は相続登記義務化に係る調査が主目的であり、併せて相続土地国庫帰属制度についても調査を行った形 |
| 調査対象 | ✓ 本人、配偶者又は親が不動産を所有している20代以上の成人男女 ✓ 居住都道府県ごとに各300人（計14,100人）から回答を得た （集計時は人口構成比に合わせ、ウェイトバック集計を実施） |
| 調査方法 | ✓ モニター登録を用いたwebアンケートにより実施 |
| 調査実施時期 | ✓ 2023年8月16日～2023年8月25日 |
| 調査項目 | ✓ フェイス項目（年代、性別、居住都道府県、職業） ✓ 不動産所有について（不動産所有者、所有不動産の種別） ✓ 相続土地国庫帰属制度について（制度の認知、関心） ※その他、相続登記義務化や不動産登記手続全般についても各種設問を設定 |

一 国民への周知・広報のアウトカム：希望者への周知はある程度進んだが、更なる向上の余地有制度利用を希望する者への周知はある程度達成しつつあるが、内容の理解の増進は道半ばであり、承認できない土地と知らずに申請を行う事案や申請内容の不備も存在。

相続した土地の管理・処分をどうするかという問題は、将来起こり得るものも含めて多くの国民が直面するテーマであり、その際の選択肢となるよう、帰属制度の国民一般への幅広い広報も継続していく必要。

(件数) ■ 地目別の却下・不承認、取下げ（有効活用除く）件数（令和5年度末時点）



4

関係各所との連携の状況



一 関係各所との連携の目的と取組

管理予定庁や自治体等の関係各所と、制度運用に関する認識の共通化を図るとともに、スムーズな運用に向けた協力体制の構築を推進。

目的

- 相続土地国庫帰属制度の運用に当たり、関係各所とのスムーズな連携により迅速な審査を実現する。

活動

管理予定庁や自治体等の関係各所への制度説明・意見交換を行うとともに、日々のやり取りを通じて連携強化を図る

活動目標

制度運用に関する認識の共通化

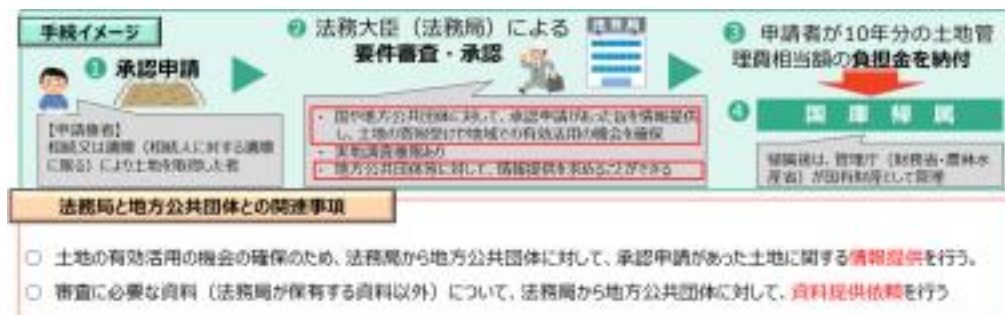
自治体との協力体制の構築

期間中の取組

- 制度開始に向けた管理庁との運用方針の協議（4省庁間協議）
- 制度開始後のイレギュラーケースを受けた対応の協議
- 全国統一的な運用を可能とするための本省レベルでの調整・法務局のフォロー
- 法務局による実務レベルでの打合せの実施

- 法務省から自治体へ事務連絡発出（令和4年度1回、令和5年度2回）
- 国交省の協力を得て所有者不明土地連携対策協議会を通じた自治体への周知の実施
- 法務局による全国の都道府県・市町村への個別説明
- 自治体側の窓口一本化
- 各情報を有する部署の業務を所管する省庁への協力を要請（厚労省、環境省、文化庁など）

※森林の帰属の考え方について、実際の国有林の現場を事例としながら林野庁と意見交換を実施（令和4年7月）



一 関係機関との連携の取組状況

制度趣旨や運用スキームの理解が得られず地方自治体からの情報取得に時間を要したり、法務局と管理予定庁との間で意見が相違するケースも少なからず存在することから、これらの解消に向けた諸取組を実施。

狙い

法務局・管理庁・自治体内における認識の共通化とこれに伴う審査の円滑化・迅速化

指標

自治体への説明実績

情報提供依頼や寄附受けの確認などについて協力を求める自治体の制度理解は不可欠

- 制度開始前に法務省から全国の都道府県担当者に3回事務連絡を発出し、確認・協力を求める事項などについて周知を実施。
- 全国の都道府県に各法務局から直接説明を実施。
- 複数の法務局において、初回の申請があった市町村に直接説明に出向き、資料提供依頼及び情報提供の内容の説明及び情報交換を実施。

自治体の協力が得られたケース

法務局と自治体双方にとって負担が少ない形での運用の模索

- 法務局からの依頼を受け、帰属制度に関する担当窓口を設けることとした自治体が複数存在。
- 自治体に回答を求める項目について、自治体が回答に苦慮する場合は、法務局から照会の趣旨の説明や回答案の提示をしたり、回答様式を変更するなどしたことにより、スムーズに回答を得られたケースが複数存在。

管理予定庁と協議の上で決定した運用

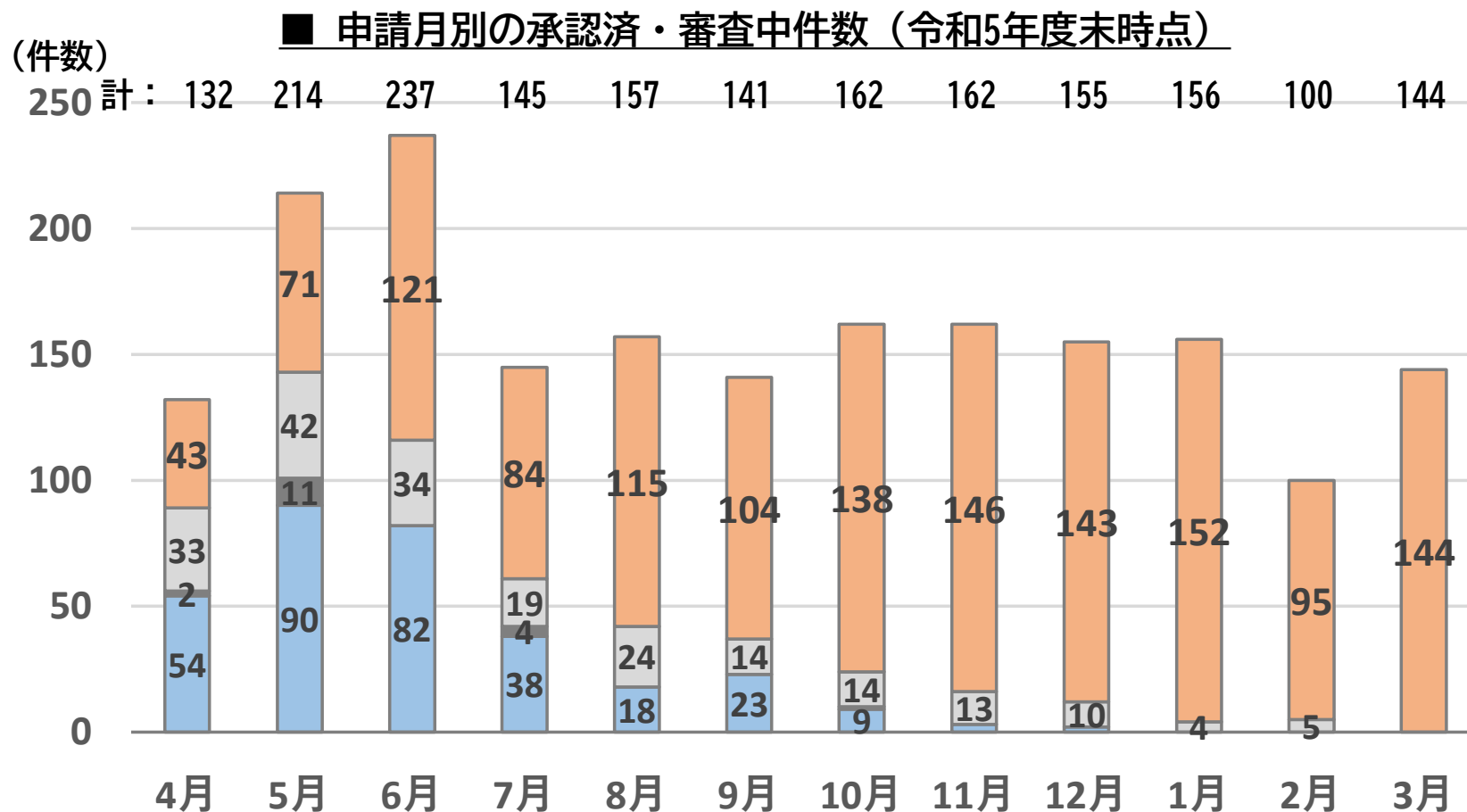
意見が分かれるポイントは土地の種目・却下不承認要件など

- 帰属する土地の種目（宅地・農用地・森林・その他）の判断方法。
- 申請者に土地の認識について報告を求める項目。
- 却下・不承認要件に該当する土地の種類の整理。
- 違反転用された農地の申請があった場合の対応（イレギュラーケースへの対応）。
- 実地調査に同行する際の対応。

一 関係各所との連携のアウトカム：継続的な連携強化の取組が必要

地方自治体については、実際の申請事件を取り扱うことにより、徐々に協力体制の構築が進んでいるため、年度が変わるタイミング（担当者の変更等）によりこれがリセットされないよう継続的な関係構築が必要。

管理予定庁については、省庁間の立場の違いに起因する意見相違もあるものの、円滑なやりとりにより短期間で審査が完了している事案も存在。



※補正（有体物の撤去等）、補正後の再度の实地調査、実施調査不能の期間（積雪期）等の事情により、標準処理期間を超える事案も存在する

■承認済 ■却下・不承認 ■取下げ ■審査中

5

土地の有効活用促進の状況



一 土地の有効活用促進の目的と取組

申請土地が有効活用されれば、承認申請者にとっては負担金を納付することなく土地を処分、関係機関にとっては施策の実施に必要な土地を取得でき、法務局にとっては承認申請を適切に処理したことになるため、関係者全体にとって有益。

目的

- 相続土地国庫帰属制度の運用を通じて、自治体による寄附受けや農業委員会による農地あっせん等による有効活用を促進する。

活動

制度の周知・広報の中で、申請を通じて各所での有効活用の可否を確認できることを紹介する

活動目標

周知広報媒体への盛り込み

適切な情報提供先の検討

期間中の取組

- 法務省ホームページなどへの掲載
(今後は申請の手引などにも盛り込んだPRが可能か)



- 有効活用の回答は審査完了時まで可能
- 申請者の希望に添った形での有効活用を実現
- 令和5年11月には農水省と協議の上農地バンクを情報提供先に追加



一 土地の有効活用促進の取組状況

当初の想定よりも多くの有効活用事例が存在しており、関係機関に確認を行う運用が有効に機能していると考えられる。

今後も取組を継続するとともに、他の選択肢も存在することについて対外的に事例を周知することも重要と考える。

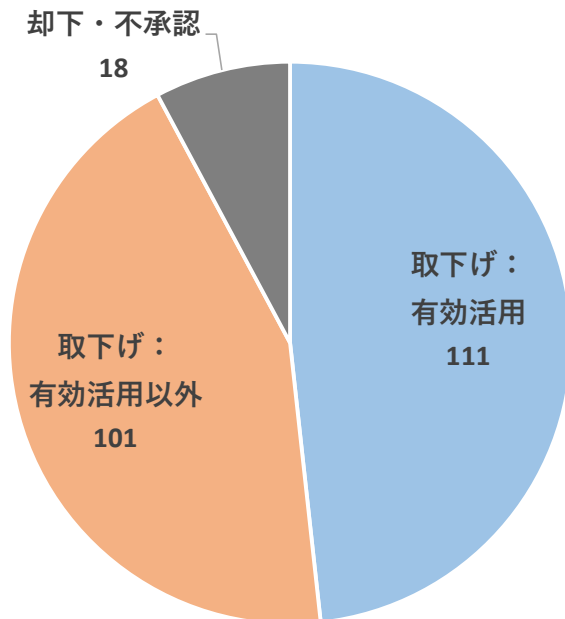
狙い

活用見込みのある土地の情報を活用希望主体に適切に流す運用の定着化

指標

取下げ、却下・不承認件数
中の有効活用件数

一定数の有効活用が実現



※ 取下げをした者からの聞き取りによるもの

現在の情報提供先一覧

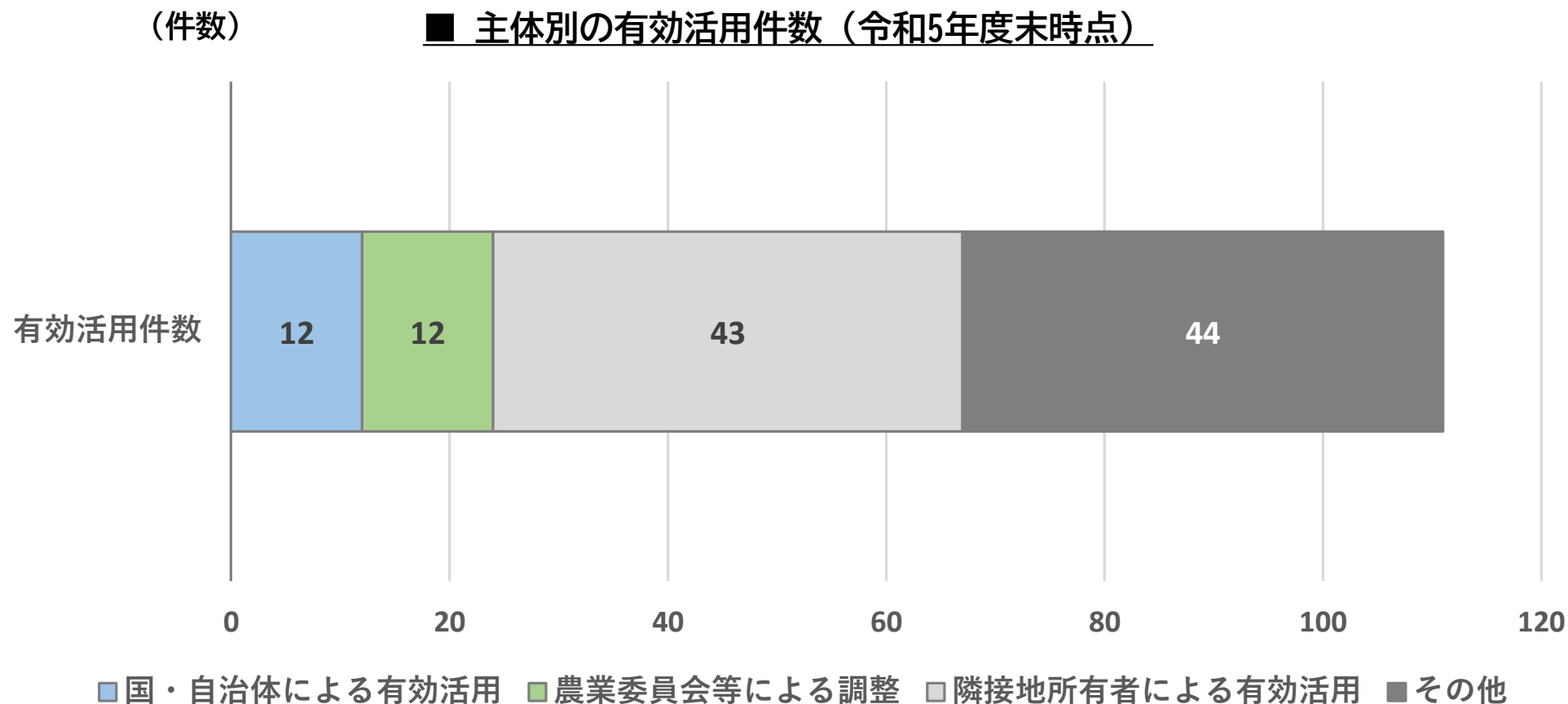
地方自治体（都道府県・市町村）、管理予定庁、地方整備局、農業委員会、農地バンク、中央省庁（、隣接地所有者）

- 自治体における寄附受けは47都道府県に加えて申請土地の所在する市区町村に確認を実施し、実際に地域での有効活用に至った事例も存在。
- 農業委員会から就農者への農地あっせんが実現した事例は農地が活用されるモデルケースとなりつつある。
- 隣接地所有者からは、申請土地との境界確認のための連絡をした際に引受けの申出がされることが多く、従前の所有土地と一体利用をする希望が相当数存在。
- そのほか、審査期間中に個人間での無償譲渡や売却の目処が立ったケースも相当数見受けられる。
- 申請後の情報提供のみならず、申請前の法務局における事前相談においても、地方自治体の寄附受け等の仕組みや、所有権を手放す制度ではないものの土地の管理を第三者に委託できる制度（森林経営管理制度など）について周知する取組を実施。

一 土地の有効活用促進のアウトカム：引き続き有効活用促進に向けた取組が求められる

国・地方公共団体による有効活用、農業委員会等による農地あっせん等の調整に加え、隣接地所有者による有効活用も一定数見られる状況。

本制度スキームについて、申請希望者にとってもプラスとなる情報として事前に周知を行うとともに、土地の受け手における制度スキームの理解を促す取組も必要になってくると考えられる。



※ 取下げをした者からの聞取りによるもの

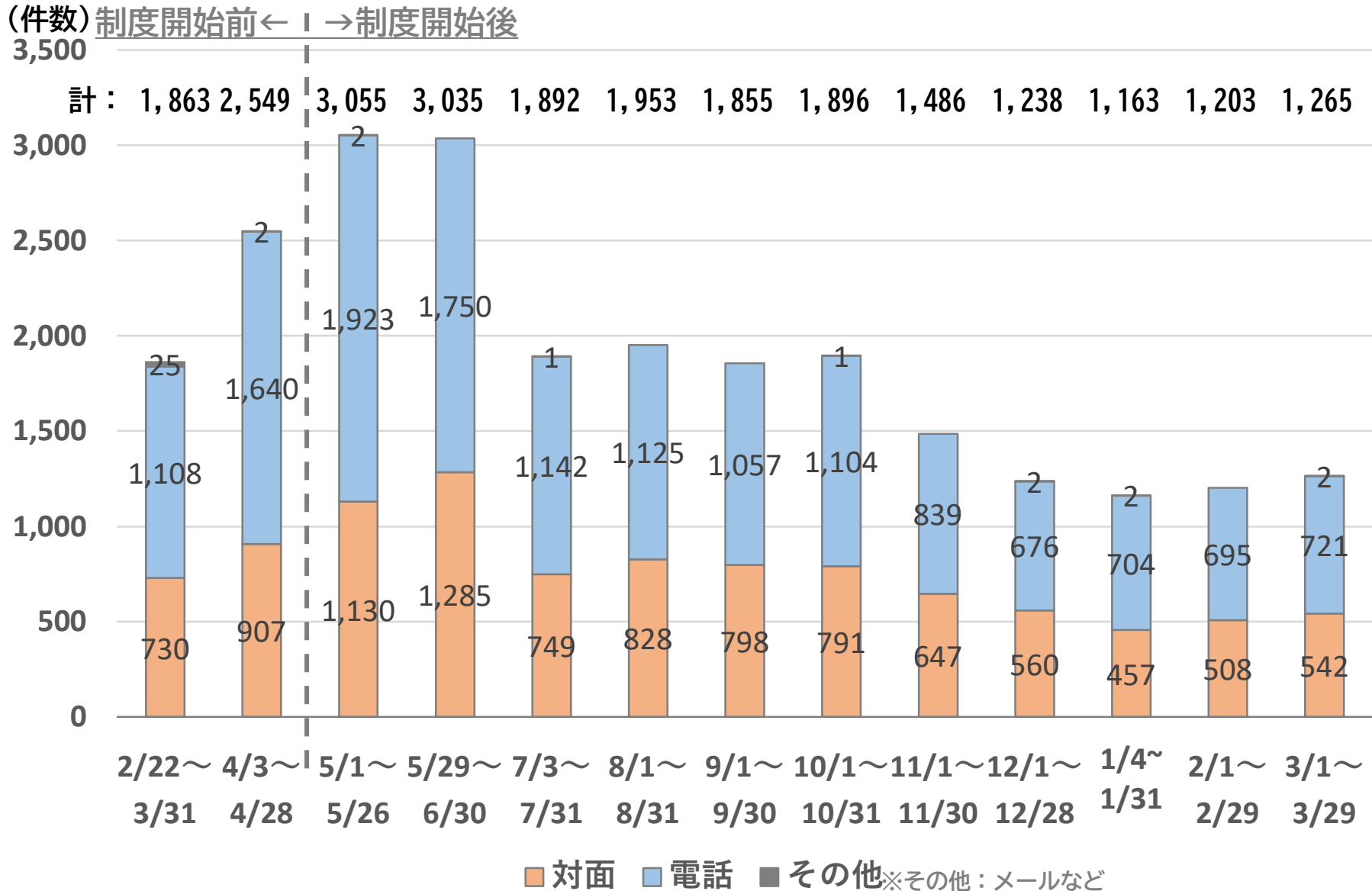
6

全体の状況・今後の方向性



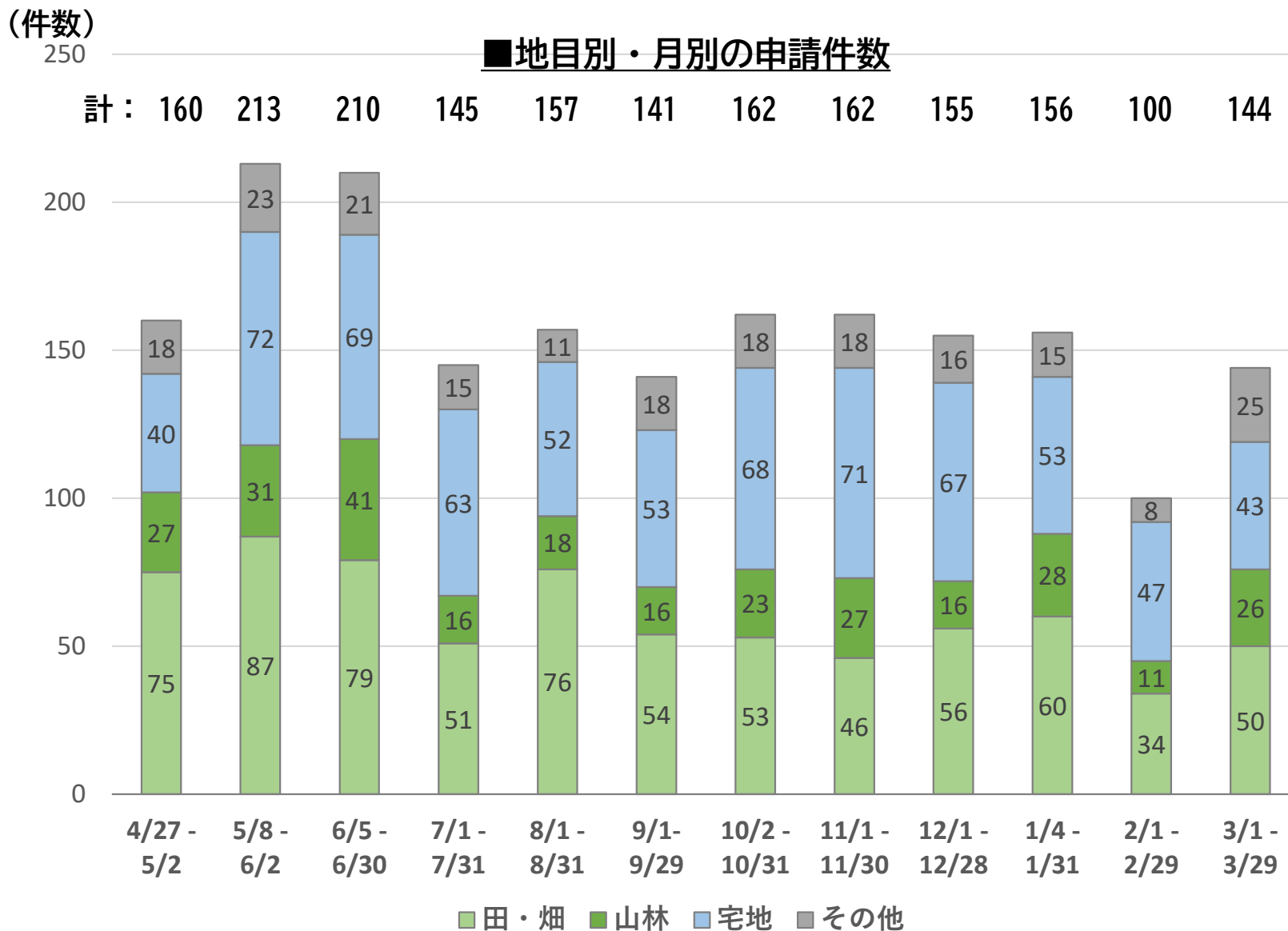
ー 全体アウトカム：周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要
 対面・電話による相談件数は制度開始直後をピークとして、制度開始後2か月経った7月以降は毎月
 1,500件前後の水準で推移。制度利用ニーズが一定存在しており、継続的な周知・広報が求められ
 る。

■手段別・月別の相談件数



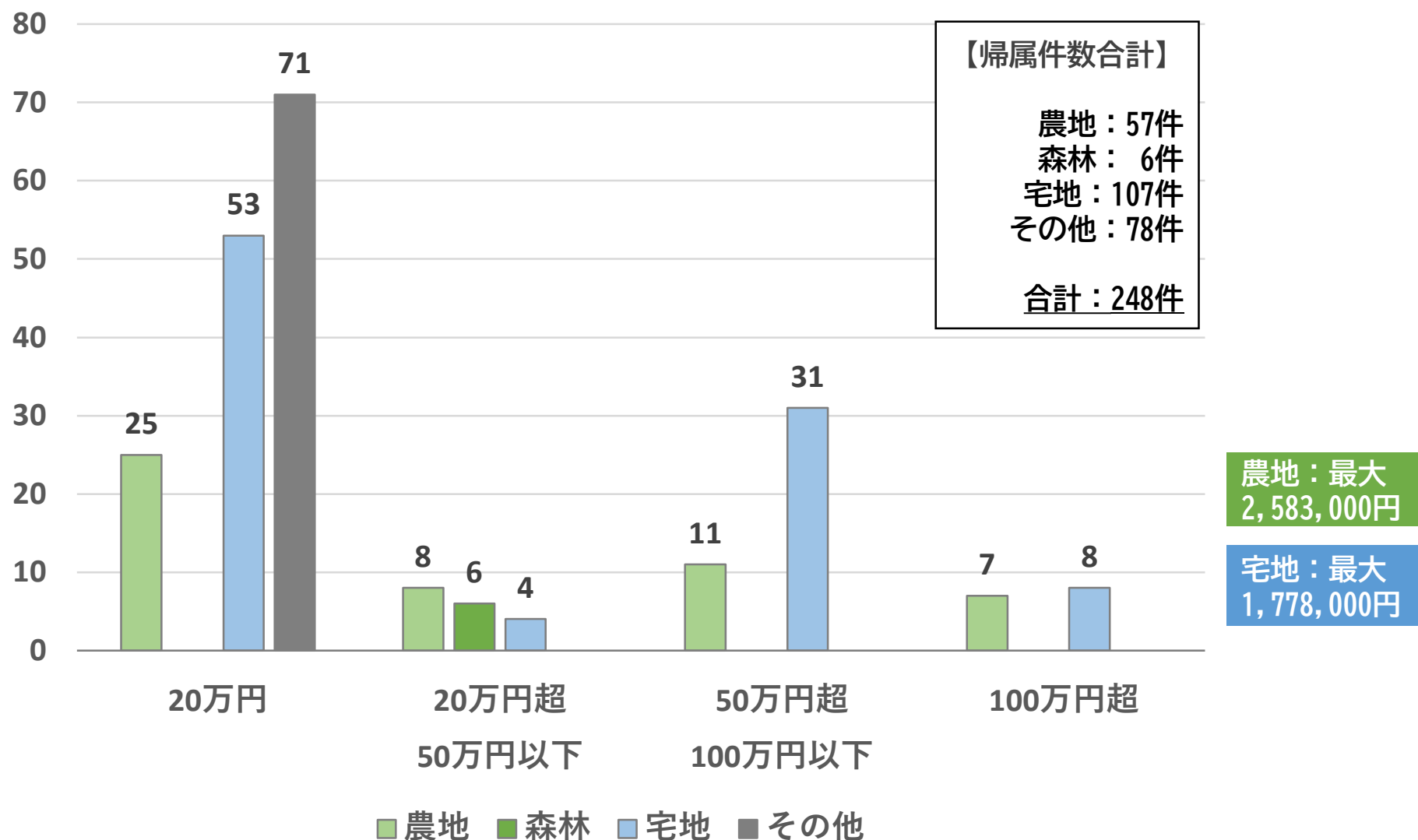
一 全体アウトカム：周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要
田・畑や宅地を中心に、幅広い地目の土地について毎月150件前後の申請が堅調になされており、
不要な相続土地を手放したいという国民のニーズは継続的に存在するといえる。

これらのニーズに対応するためにも、引き続き柔軟でスムーズな運用を続けることが必要。



一 全体アウトカム：周知・広報と円滑運用を継続し、帰属制度を社会に定着化させる必要
 帰属した土地の負担金の多くは最低金額の20万円だが、宅地や農地等は、50万円や100万円を
 超える申請も一定数存在し、高い費用を負担しても土地を手放したいという制度利用ニーズの高さ
 が存在することがうかがえる。

■地目別の負担金額分布（令和5年度末時点、隣接地と合算の場合は合算負担金）



一 今後の方向性

制度の社会への定着に当たっては、①国民に制度を知ってもらうこと、②国民にとって使いやすい制度であること、③国民の負担を減らす（メリットとなる）スキームを用意することが不可欠。

<国民への周知・広報>

制度の存在、ひいては具体的内容について国民に認知をしてもらうため、制度の利用希望者へのスポット的・重点的周知（狭く・深く）と、国民全体（将来相続で土地を相続し得る国民全員に関わる制度であるため）へのおおまかな周知（広く・浅く）を並行して行う。国民が相続に関する関心を有する機会を捉え、広報紙等の新たな配布先を検討する。

利用要件についての実績を蓄積するとともに、利用者から寄せられる意見や現場の声を収集し、長期的な制度見直しに向けた検討を行う。

<関係各所との連携>

制度の円滑な運用を実現し、結果として迅速な審査を可能とするため、会議体での説明などを始めとする地方公共団体との協力体制の構築（継続的なもの）と、管理庁との継続的協議（本省レベルを含む）を草の根的に実施。

財務省や農林水産省における管理の態様について省庁間で共有し、今後の制度の運用の在り方について検討を行う。

<土地の有効活用促進>

有効活用に至っているケースが相当程度あること自体を知ってもらうことを第一に、土地の所有者及び有効活用しうる主体双方への働きかけを引き続き実施。